まちなかマンション建設促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひたちBRT沿線及び駅周辺区域において、定住を促進するために良質な分譲マンションを建設する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 分譲マンション 居住の用に供される集合住宅のうち、区分所有建物として個別に販売される住居をいう。
 - (2) 居住誘導区域 日立市立地適正化計画に定める区域内(敷地の一部が区域外を含む場合は除く。)をいう。
 - (3) ひたちBRT沿線 (2)に定める居住誘導区域内で、次のいずれかの区域内(敷地の一部が区域内に含まれる場合には、その敷地全体を区域内とする。)をいう。
 - ア ひたちBRTの各停留所を中心とした半径500メートルの区域
 - イ 前号に定める区域のほか、前号の区域に隣接し地形・地物が連坦しているなど、ひたちBRT沿線区域に含めることが適当であるとして市長が認めたもの
 - (4) 駅周辺 (2)に定める居住誘導区域内で、次のいずれかの区域内(敷地の一部が区域内に含まれる場合には、その敷地全体を区域内とする。)をいう。
 - ア 大甕駅、常陸多賀駅、日立駅、小木津駅及び十王駅の常磐線各駅を中心とした半径 1キロメートルの区域
 - イ 前号に定める区域のほか、前号の区域に隣接し地形・地物が連坦しているなど、駅 周辺区域に含めることが適当であるとして市長が認めたもの

(補助対象事業の要件)

- 第3条 補助対象事業の要件は、次の全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 建築物の用途が個人向けの分譲マンションであること。
 - (2) 建築した分譲マンションの戸数が6戸以上であり、かつ、敷地面積が200平方メートル以上あること。

(補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、居住誘導区域内のうち、ひたちBRT沿線及び駅周辺区域とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1戸当たり10万円に、床面積が65平方メートル以上の住戸の数を乗じた額とする。ただし、1つの認定計画につき400万円を限度とする。

(事業計画の認定申請)

- 第6条 補助対象事業を実施して、補助を受けようとする者は、まちなかマンション建設促進事業計画認定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請には、別表1に掲げる図書を添付しなければならない。

(事業計画の認定)

- 第7条 市長は、前条の申請があった場合において、認定することが適当であると認めると きは、速やかに、まちなかマンション建設促進事業計画認定通知書(様式第2号)により 通知するものとする
- 2 前項の通知を受けた事業者(以下「認定事業者という」。)は、前項の通知をもって補助 金の交付が確約されたものと解してはならない。

(認定計画の変更)

- 第8条 認定事業者がその認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、まちなかマンション建設促進事業計画変更認定申請書(様式第3号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更等、認定内容に影響が及ばないものにあっては、まちなかマンション建設促進事業軽微な変更届出書(様式第4号)により届け出ることで足りるものとする。
- 2 市長は、前項前段の申請を認定したときは、まちなかマンション建設促進事業計画変更 認定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(認定計画の地位の承継)

- 第9条 次のいずれかに該当する者は、市長の承認を受けて、当該認定計画に基づく地位を 承継することができる。
 - (1) 法第45条に規定する地位継承の承認を受けた特定承継人
 - (2) 前号に掲げる者のほか、やむを得ない事情により地位を承継した者
- 2 前項の承認を受けようとする者は、まちなかマンション建設促進事業計画地位承継承認 申請書(様式第6号)に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、まちなかマンション建設促進事業計画地位承継 承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(認定計画の中止又は廃止)

第10条 認定事業者は、第7条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止 し、又は廃止しようとするときは、まちなかマンション建設促進事業計画中止(廃止)届 (様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

- 第11条 補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、建築した分譲マンションの完了検査後、速やかに、まちなかマンション建設促進事業補助金交付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請には、別表2に掲げる図書を添付しなければならない。 (交付申請の要件)
- 第12条 前条の交付申請は、次に掲げる者はすることができない。
- 1 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料(以下「市税等」という。) を滞納している者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)と認め られる者に該当する者

(交付決定等)

第13条 市長は、第11条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の 適否を決定し、まちなかマンション建設促進事業補助金交付決定通知書(様式第10 号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

- 第14条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)が、その申請について、内容を変更しようとするとき又は取り止めようとするときは、まちなかマンション建設促進事業補助金交付決定変更申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、交付の決定を取り消し又は変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し又は変更したときは、まちなかマンシ

ョン建設促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第12号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第15条 第13条及び前条第3項の通知を受けた交付対象者が、補助対象事業により建築 した分譲マンションの販売計画を策定したときは、完了報告及び補助金の請求を行うもの とする。
- 2 前項の請求は、交付決定のあった日が属する年度の末日(同日が日立市の休日を定める 条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日)までに、まちなかマンション 建設促進事業完了報告書兼補助金請求書(様式第13号。以下「請求書」という。)を市長 に提出することにより行わなければならない。
- 3 前項の請求には、別表3に掲げる図書を添付しなければならない。
- 4 市長は、第1項の請求を適当と認めたときは、交付対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

- 第16条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき。
 - (2) 交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(交付の返還)

第17条 市長は、前条の規定より交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該事業者に対して、期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1 事業計画の認定申請に必要となる図書等

提出図書等		備考
(1)	建築確認済証の写し	
(2)	案内図	建築確認を受けた際の図面
(3)	配置図	建築確認を受けた際の図面
(4)	敷地求積図	建築確認を受けた際の地積測量図
(5)	床面積求積図	建築確認を受けた際の図面
(6)	平面図・立面図	建築確認を受けた際の図面

別表2 交付申請に必要となる図書等

	提出図書等	備考
(1)	検査済証の写し	
(2)	配置図	建築確認検査に添付した図面
(3)	平面図・立面図	建築確認検査に添付した図面
(4)	まちなかマンション建設促進事業に 係る誓約書兼同意書	
(5)	その他、申請内容を証明するため市長 が必要と認めた書類	現況写真等

別表3 請求に必要となる書類等

提出図書等		備考
(1)	販売計画書	補助金対象となる建築物についての販売計画書 (任意様式に販売時期、床面積、価格等を明記) ※(3)の提出書類でこれに替えることも可
(2)	振込先口座の写し	申請者名義の口座
(3)	販売広告	新聞折込などのチラシ、インターネット広告画面の 写しなど
(4)	建物登記簿(全部事項証明書)の写し	区分所有建物として登記した建物のうち、代表の建 物1部
(5)	その他、当該補助対象事業の完了を確 認するために市長が必要と認める書類	現況写真等